

条件反射制御法学会選挙規定（改正案）

第1条(選挙の管理)

1. 条件反射制御法学会の理事および監事の選出は、選挙管理委員会を組織して、選挙により行う。
2. 理事及び監事の選挙並びに各補欠選挙では、立候補予定のない会員 2 名が理事会により選挙管理委員に指名され、会員の同意をもって任命され、選挙管理委員会を組織する。
3. 選挙管理委員は、話し合いにより委員長を定める。

第2条（選挙権及び被選挙権）

理事及び監事の選挙並びに各補欠選挙の選挙権者及び被選挙権者は、選挙告示時点において、その年度の会費を納入済みの者に限る。

第3条（立候補および投票）

1. 選挙管理委員会は、立候補者を受け付け、理事選挙及び監事選挙では会則に示す定員であれば、並びに各補欠選挙では在任者と合わせて定員であれば、立候補者を当選者に決定する。
2. 選挙管理委員会は、立候補者が理事選挙乃至監事選挙で定員より多い場合、並びに各補欠選挙において在任者と合わせて定員より多い場合、立候補者の中から定員上限になるよう、又は★立候補者が理事選挙乃至監事選挙で定員より少ない場合、並びに各補欠選挙において在任者と合わせて定員より少ない場合、立候補者を当選として立候補していない会員の中から定員上限になるよう、会員が投票する方法により選出する。

第4条(立候補)

1. 立候補は選挙管理委員会にその旨を本人から申し出る。
2. 選挙管理委員会は、申し出のあった立候補者の氏名を、学会のホームページで公表する等の方法により、速やかに会員に伝える。

第5条（投票方法）

1. 理事及び監事の選挙並びに各補欠選挙の投票は外国を含む全国 1 区で行い、投票は所定の投票用紙を用い、無記名で投票する。
2. 立候補者が、理事選挙及び監事選挙で定員より多い場合、並びに各補欠選挙で在任者と合わせて定員より多い場合、投票用紙は立候補者名を連記したものをを用い、定員上限を満たす人数以内の立候補者に○を付けて投票する。

3. 理事選挙及び監事選挙の立候補者が定員より少ない場合、並びに各補欠選挙の立候補者が在任者と合わせて定員より少ない場合、定員上限を満たす人数以内の会員名を書いて投票する。

4. 投票方法は下記3通りとし、年度ごとに理事会でいずれか又は組み合わせに決定する。

① 学術集会会場で投票を行う場合には、選挙管理委員会が投票会場で選挙権者に投票用紙を手渡し、選挙権者が投票箱に投票する。

② 郵送で投票を行う場合には、選挙管理委員会が投票用紙を選挙権者に郵送し、選挙権者がその投票対象者に○をつけて、又はその名を書いて、選挙管理委員会に返送する。

③ インターネットで投票を行う場合は、不正投票を防止し、且つ秘密投票を保証できる方法で投票を行う。

第6条（当選者の決定）

1. 立候補者が理事選挙及び監事選挙で定員より多い場合の選挙、並びに各補欠選挙で在任者と合わせて定員より多い場合の選挙における当選者は、得票数の多い順から当選者を決定する。当落線に同数得票者が複数となった場合は、抽選で当選者を決定する。

2. 理事選挙及び監事選挙で立候補者が定員より少ない場合、並びに各補欠選挙で立候補者が在任者と合わせて定員より少ない場合の投票において、得票が上位の者から就任を依頼し、受け入れた者が就任する方法で、当選者数を定員上限にする。但し、当落線に同数得票者が複数となった場合は、同数得票者達が合議する設定を選挙管理委員会が作り、その合議により当選者を選出し、定員が上限になるように当選者を選出する。

第7条（改正）

本規定の改正は総会の議決を要する。

付則

1. 施行日 2017年4月26日

2. 最終改正日 2022年9月10日・同日施行